

各学校制度の比較

参考資料1  
 高等学校の充実に関する調査研究協力者会議  
 (第1回) H27.5.27

学校種	専門(職業)高校	(専攻科)	専修学校(専門課程)	高等専門学校	(専攻科)	短期大学	大学	専門職大学院
学校数	913校(単独校) 〔国立4、公立867、私立42〕	133校 (分枝を含む) 〔公立68、私立65〕	(専門課程) 8,166校 〔国立9、公立296、私立7,861〕	57校 〔国立51、公立3、私立3〕	56校(専攻) 〔国立51、公立3、私立2〕	352校 〔公立18、私立334〕	781校 〔国立86、公立92、私立603〕	122校(175専攻) 〔国立45(67)、公立6(9)、私立68(95)、株式会社立3(4)〕
学生数	909,285人 〔国立1,528、公立772,086、私立135,671〕	9,250人 〔公立3,079、私立6,171〕	(専門課程) 588,888人 〔国立335、公立25,697、私立562,856〕	54,354人(本科) 〔国立48,651、公立3,634、私立2,069〕	3210人 〔国立48,651、公立3,634、私立2,069〕	136,534人 〔公立7,388、私立129,146〕	2,855,529人 〔国立612,509、公立148,042、私立2,094,978〕	17,380人 〔国立6,247、公立768、私立10,365〕
学校教育上の目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと 【学校教育法第50条】	精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること 【学校教育法第58条】	職業若しくは實際生活に必要な能力を養成し、又は教養の向上を図ること 【学校教育法第124条】	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること 【学校教育法第115条】	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること 【学校教育法第115条】	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること 【学校教育法第108条】	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開 【学校教育法第83条】	学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い知識及び卓越した能力を培うこと 【学校教育法第99条】
入学資格	中学校卒業程度 【学校教育法第57条】	高等学校卒業程度 【学校教育法第58条】	高等学校卒業程度 【学校教育法第125条】	中学校卒業程度 【学校教育法第118条、第57条】	中学校卒業程度 【学校教育法第118条、第57条】	高等学校卒業程度 【学校教育法第90条】	高等学校卒業程度 【学校教育法第90条】	大学卒業程度 【学校教育法第102条】
修業年限	全日制課程3年、定時制及び通信制課程3年以上 【学校教育法第56条】	1年以上 【学校教育法第58条】	1年以上 【学校教育法第124条】	5年(商船は5年6月) 【学校教育法第117条】	1年以上 【学校教育法第117条】	2年または3年 【学校教育法第108条】	4年(医系等のより長い例外あり) 【学校教育法第87条】	2年(法科大学院は3年、教職大学院は2年) ※期間短縮等の特例あり 【専門職大学院設置基準第2条、第3条、第18条、第26条等】
学位等号	大学等の入学資格 【学校教育法第90条】		・専門士 ・高度専門士 【専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程】	・準学士 【学校教育法第121条】	・準学士 【学校教育法第121条】	・短期大学士 【学校教育法第104条】	・学士 【学校教育法第104条】	・修士(専門職) 【学位規則第5条の2】
への大学入学編	なし		あり 【学校教育法第132条】	あり 【学校教育法第122条】	あり 【学校教育法第122条】	あり 【学校教育法第108条】	—	—
修了必要単位	・74単位以上 【学校教育法施行規則第96条、高等学校学習指導要領】	高等学校に準じる (実情としては、50単位程度)	・専門士 (2年以上、62単位(1,700時間)以上) ・高度専門士 (4年以上、124単位(3,400時間)以上) 【専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程】	・167単位以上 【高等専門学校設置基準第18条】	・167単位以上 【高等専門学校設置基準第18条】	・修業年限以上在学 ・62単位以上(修業年限2年)、93単位以上(修業年限3年) 【短期大学設置基準第18条】	・4年以上在学(医系等のより長い例外あり) ・124単位以上(医系等のより多い例外あり) 【大学設置基準第32条】	・2年以上在学(就業年限が2年以外の場合は当該標準修・30単位以上(法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上) 【専門職大学院設置基準第15条、23条、29条】
教員数	当該高等学校の収容定員を40で除して得た数で、かつ、教育上支障がないもの 【高等学校設置基準第8条】		[収容定員200人の場合]  6人以上 【専修学校設置基準第39条】	[入学定員40人の場合]  18人以上(一般科目担当10人、専門科目担当8人) 【高等専門学校設置基準第6条】	[入学定員40人の場合]  18人以上(一般科目担当10人、専門科目担当8人) 【高等専門学校設置基準第6条】	[収容定員200人の場合]  8人(文学、家政関係)～10人(教育学、保育学、体育関係等)以上 【短期大学設置基準第22条】	[収容定員200人の場合]  17人(文学、教育学・保育学関係：うち3人は兼任可)～21人(理学、工学、農学関係等：うち1人は兼任可)以上 ※医系の一部は除く 【大学設置基準第13条】	[収容定員200人の場合]  13人(人文社会科学系)～19人(自然科学系)以上(一定割合以上は、実務経験等を有する者) ※医系は除く 【専門職大学院設置基準第5条】
免教許員制度制	あり 【教育職員免許法】		なし	なし	なし	なし	なし	なし
庁轄所	都道府県		都道府県	文部科学大臣	文部科学大臣	文部科学大臣	文部科学大臣	文部科学大臣